

令和8年度『緑の募金』事業

地域緑化推進事業助成制度 募集要領

「地域緑化推進事業助成金」は、『緑の募金』を財源とした助成制度です。学校や地域の団体、グループが自ら実施する「みどりづくり活動」に対して、事業費の助成を行います。

応募される団体におかれましては、積極的に『緑の募金』にご協力をいただきますとともに、募金していただいた方々の心に応えられるような事業の実施をお願いいたします。

1 申請者の条件

次の要件に該当する呉市内の学校、団体、グループ等

- (1) みどりづくり等を明確な目的とし、営利を目的とした団体でないこと。
- (2) 自主的に活動し、事業計画に沿った管理を行うことができる団体であること。
- (3) 申請した事業を完遂し、当支部が求める適正な報告ができる団体であること。
- (4) 事前に関係諸機関との調整を行っていること。

2 対象事業

- (1) 学校環境緑化など青少年の緑化活動を促進する事業
- (2) 地域住民の参加による緑化活動事業
- (3) 森林・みどりの環境整備事業
- (4) その他上記に準じる森林整備及び緑化推進を目的とする事業

3 応募期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで。期限厳守(必着)

4 事業実施期間

採択通知日(4月中旬)以降に開始し、令和8年10月31日(土)までに完了するもの

5 助成金の額

1団体につき、3万円を限度とします。(ただし、予算の範囲内での助成となるため、申請団体数、申請内容等により実際の助成金額は減少することがあります。)

6 応募方法及び決定通知

事業計画書(当支部指定の様式)に必要事項を御記入の上、提出してください。

様式は、呉市ホームページからダウンロードできます。御連絡いただければ、送付もいたします。応募期間終了後に審査会で審査し、当支部で助成の決定をした後、各団体の代表者へ通知します。(決定は、応募締切後から約1か月程度かかります。)

7 助成対象費用

おおむね次の経費が助成の対象となります。

ただし、事業実施期間内（採択通知日（4月中旬）～令和8年10月31日）に支払ったものに限ります。

科目	区分	細分	備考
行動費	受入施設費	施設借上げ等	研修会、交流集会等の会場借上料
	交通費	人員輸送	バス等の人員輸送車借上料
		公共交通	集合・解散場所から作業現地までの実費 出張旅費は対象外
	保険料		ボランティア等傷害保険料
資材費	機械・器具	購入	高価な機械・器具等（チェーンソー・刈払機等）の購入及び個人の所有となるものは除く。
		借上げ	
	樹名札		研修会用資材を含む。
	苗木		苗木は、1本当たり3,000円を上限とする。
資材等運搬費	運搬費		車借上料
指導者経費	謝金等		旅費・宿泊費を含む。
事務費	事務用品費		
	印刷費		
	通信費		
	その他		弁当・飲料代等は対象外

次の経費等については、交付対象外です。

- (1) ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費（指導者に係る経費を除く。）
- (2) 居住地から集合・解散場所までの旅費
- (3) 個人に係る経費と判別が困難な経費
- (4) 交際費
- (5) 領収書の添付のないもの及び購入明細が不明な領収書が添付された経費
- (6) 個人の資産の形成につながる資材の購入、個人へ配布する作成品（記念品等）に要する経費
- (7) その他支部長が対象外と認める経費

8 注意事項

- (1) 広島県みどり推進機構（県本部）が実施する「みどりづくり活動支援事業」と重複して認定を受けることはできません。
- (2) 予算の関係上、継続事業（原則3年以上）については、助成金を減額又は不採択とすることがありますので、自力での事業費の確保に努めてください。
- (3) 助成金の交付は、事業が完了し、事業報告書等を提出した後の交付となります。

9 事業計画書の提出及び問い合わせ先

公益社団法人広島県みどり推進機構 呉市支部

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所5階

産業部農林水産課内 電話 0823-25-3317